改定前 改定後 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条 第1条 (保険金を支払う場合) 第1条 (保険金を支払う場合) (1) 当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患 (1) 当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患 者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「法」といいま 者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「法」といいま す。)が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症(以下「特定感染症」 す。)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは といいます。)を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普 三類感染症または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(法 通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い保険金(後遺障害保 第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用 険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。)を支払い される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り ます。)(以下あわせて「特定感染症」といいます。)を発病した場合は、この特 ます。 約条項およびボランティア活動保険普通保険約款(以下「普通約款」といいま す。)の規定に従い保険金(後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をい います。以下同様とします。)を支払います。 (2)(1)の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外 (2)(1)の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外 の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。 の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。 (略) (略) 第3条(入院保険金の支払) 第3条 (入院保険金の支払) (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院 (1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院 した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金とし した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金とし て被保険者に支払います。 て被保険者に支払います。 入院した日数 入院した日数 (180日を限度とします。 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合にお ただし、いかなる場合にお 保険証券記載の入院保 保険証券記載の いても、発病の日からその いても、発病の日からその 険金日額 入院保険金の額 入院保険金日額 入院保険金の額 日を含めて180日を経過し 日を含めて180日を経過し た後の入院に対しては、入 た後の入院に対しては、入

(2) 当会社は、被保険者に法の規定による就業制限が課された場合は、入院したものとみなします。
(2) 当会社は、被保険者に法<u>第18条第2項</u>の規定による<u>(法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。</u>) 就業制限が課された場合

院保険金を支払いませ

ん。)

院保険金を支払いませ

 λ_{\circ}

(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。

改定前

(4)被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置日数を含みます。

改定後

(4)被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を 受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複し ては入院保険金を支払いません。

(略)

特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保 険金」担保特約条項

(略)

第1条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「法」といいます。)が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症(以下「特定感染症」といいます。)を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い保険金(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

(2)(1)の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。

(略)

<u>特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保</u> <u>険金」担保特約条項</u>

第1条(保険金を支払う場合)

は、入院したものとみなします。

(1) 当会社は、被保険者がボランティア活動中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)(以下「法」といいます。)第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症(法第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。)(以下あわせて「特定感染症」といいます。)を発病した場合は、この特約条項およびボランティア活動保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)の規定に従い保険金(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

(2)(1)の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。

(略)

第3条(入院保険金の支払)

第3条(入院保険金の支払)

ボランティア活動保険

改定前	改定後
(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院	(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院
した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金とし	した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金とし
て被保険者に支払います。	て被保険者に支払います。
ス院した日数 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)	ス院した日数 (180日を限度とします。 ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。)
(2) 当会社は、被保険者に法の規定による就業制限が課された場合は、入院し	(2) 当会社は、被保険者に法 <u>第18条第2項</u> の規定による <u>(法第7条第1項の規</u>
たものとみなします。	定に基づき政令によって準用される場合を含みます。) 就業制限が課された場合
	は、入院したものとみなします。
(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定に	(3)(1)の期間には、臓器の移植に関する法律第6条(臓器の摘出)の規定に
よって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受け	よって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受け
た後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に	た後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に
定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなさ	定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなさ
れる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用が	れる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用が
あれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であると	あれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であると
きは、その処置日数を含みます。 (4)被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を	きは、その処置日数を含みます。 (4)被保険者がこの特約条項または普通約款の規定による入院保険金の支払を
(4) 被保険有がこの特別采填または普通的款の規定による人院保険金の文仏を 受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複し	(4) 被保険有がこの特別采填または普通的款の規定による八尻保険金の支払を 受けられる期間中、新たに特定感染症を発病したとしても、当会社は、重複し
受けられる期间中、利だに特定感染症を発病したとしても、当芸社は、単核しては入院保険金を支払いません。	では入院保険金を支払いません。 では入院保険金を支払いません。

(略)

(略)